第２号様式（第２条第３項関係／債務保証あり）

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する誓約書

当法人及び当法人の役員等は、下記のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

下記の内容に該当しないことを確認するため、青森県が関係機関に照会することについて承諾します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより住宅確保要配慮者居住支援法人の指定が取り消されても、異議は一切申し立てません。

なお、申請者等の氏名、読み仮名、生年月日、性別、役職名及び住所については、別添に記載するとおりです。

記

１　役員又は職員について

（１）　精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（２）　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（３）　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

（４）　法第５０条第１項の規定により指定を取り消された者の役員等であった者（当該取消しの日前３０日以内に当該取消しを受けた者の役員等であった者を含む。）で、当該取消しの日から５年を経過しないもの

（５）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（６）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者

（７）　暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

（８）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（９）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用するなどしている者

（１０）　債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２１条第１項（同法第２４条第２項、第２４条の２第２項、第２４条の３第２項、第２４条の４第２項、第２４条の５第２項及び第２４条の６において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

（１１）　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が（１）から（１０）までのいずれかに該当する者

　　　　　　年　　月　　日

法人の住所

法人の名称

代表者氏名